

2025年6月9日

株式交換に関する事後開示事項

東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー17階
株式会社ボーダルア
代表取締役社長 富永 重寛

株式会社ボーダルア（以下「ボーダルア」といいます。）及び株式会社 ONE-TECH（以下「ONE-TECH」といいます。）は、2025年5月15日付で両者の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025年6月6日を効力発生日として、ボーダルアを株式交換完全親会社、ONE-TECHを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第2号）

2025年6月6日

- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

(1)会社法第784条の2の規定による手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2)会社法第785条の規定による手続の経過

株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3)会社法第787条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4)会社法第789条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

- 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過

ボーダルアは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

ボーダルアは、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 5 月 15 日付で、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である ONE-TECH の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、ボーダルアは、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、ボーダルアに移転した ONE-TECH の株式の数は 1,100 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) ボーダルアは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨をボーダルアに通知したボーダルアの株主はおりませんでした。

(2) ONE-TECH は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2025 年 5 月 28 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ボーダルアは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、ボーダルアを除きます。）に対し、その所有する ONE-TECH の株式 1 株に対してボーダルアの株式 33 株の割合をもってボーダルアの自己株式を交付しました。ボーダルアが交付した株式の総数は 36,300 株です。

(4) 本株式交換に伴う、ボーダルアの資本金及び準備金の額の変動はございません。

以上